

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）

（目的）

第一条 この法律は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「温室効果ガス等」とは、温室効果ガスその他環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の原因となる物質をいう。

2 この法律において「国等」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

5 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国及び独立行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、国及び当該独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地

方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

(基本方針)

第五条 国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向
 - 二 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき次に掲げる契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項
 - イ 電気の供給を受ける契約
 - ロ 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約
 - 三 省エネルギー改修事業（事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。第七条において同じ。）に係る契約に関する基本的事項
 - 四 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であつて、前二号に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項
 - 五 その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項
- 3 基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十条第一項に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようにするとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。
- 4 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、環境大臣が基本方針に定められる契約に係る事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。
- 6 環境大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 7 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあつては、その代表者。以下同じ。）は、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の債務負担)

第七条 国が省エネルギー改修事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

(締結実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあつては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(環境大臣の要請)

第九条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(国による情報の整理等)

第十条 国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するため、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その結果を広く提供するものとする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。

3 地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

(公正な競争の確保)

第十二条 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

（他の施策との調和）

第十三条 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

- 2 国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討等）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

＊環境配慮契約法は、平成 19 年 5 月 23 日公布、11 月 22 日施行。

環境配慮契約関連情報源

環境省 HP https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

- ・環境配慮契約については、上記の環境省ホームページの URL を参照してください。
下記の情報源に係るリンクが設定されており、環境配慮契約の実施・検討に当たって参考になります。
- ・下記は令和 7 年 1 月時点の情報です。情報及び内容は随時更新しています。

地方公共団体のための参考資料	グリーン購入及び環境配慮契約 地方公共団体担当者実務研修会
	地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース
	地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（平成 26 年 2 月）（環境省）
	地方公共団体の環境配慮契約法に関するアンケート調査結果
	地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援（令和 5 年度実績）
	地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援（平成 26～令和 4 年度実績）
電気	電力供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例 （参考）電力供給契約（裾切り方式）における仕様書、競争参加資格確認関係書類等の例
	電気の供給を受ける契約に係る裾切り方式未実施機関・施設の公表
	電気事業者別排出係数一覧
	登録小売電気事業者一覧（資源エネルギー庁）
	なっとく！再生可能エネルギー（資源エネルギー庁）
	公的機関のための再エネ調達実践ガイド「気候変動時代に公的機関ができること～「再エネ 100%」への挑戦～」
自動車	グリーン購入法基本方針（令和 7 年 1 月変更閣議決定）（自動車部分は 128～134 ページ）
	自動車燃費一覧（国土交通省）
	自動車の燃費性能に関する公表（国土交通省）
	グリーン購入法適合車リスト（（一社）日本自動車工業会）
	自動車の調達における総合評価落札方式による入札の実施について（環境会発第 080424002 号 平成 20 年 4 月 24 日）（環境省内通知。入札公告・入札説明書の雛形など）
	自動車の総合評価落札方式における予定価格の設定の考え方（環境省）
船舶	LCA site for ship（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所海洋技術安全研究所）
	「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書」申請要領（国土交通省）
	エネルギー使用合理化事業者支援事業について（（一社）環境共創イニシアチブ）
	漁船法による推進期間の馬力数関連（（一社）海洋水産システム協会）
	マリンエンジン排ガス低減自主規制関連（（一社）日本マリン事業協会）
	省エネ機器ハンドブック（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
ESCO	ESCO 全般（（一社）ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会）
	官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル（国土交通省）
	ESCO 事業における電気の二酸化炭素排出量削減の原単位についての考え方 「環境報告ガイドライン（2012 年版）」（該当箇所は 143～144 ページ）（環境省）
	ESCO 導入事例集（環境省）
建築	官庁施設の環境保全性基準（国土交通省）
	建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について（最終改正平成 18 年 9 月 28 日 国地契第 56 号 国官技第 185 号 国営整第 81 号）（国土交通省内通知）
	環境配慮型プロポーザル方式に関する通知等（国土交通省）

	建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について（環境省内通知）
	環境配慮契約法を踏まえた PFI 事業の事例（銚子市教育委員会）
	建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）（（一財）建築環境・省エネルギー機構）
	質の高い建築設計の実現を目指してープロポーザル方式ー（国土交通省）
	技術者評価型プロポーザル方式実施のてびき（案）（国土交通省国土技術政策総合研究所）
廃棄物	優良産廃処理業者認定制度（環境省）
	産業廃棄物入札参加に必要な申請書類（例）及びチェックリスト（環境省）
その他の参考情報	環境配慮契約法パンフレット（環境省）
	環境配慮契約法パンフレット（環境省）英語版
	グリーン購入法（環境省）
	温室効果ガス排出量（環境省）
	地球温暖化対策推進本部（政府実行計画等）（首相官邸）
	エネルギー基本計画の策定について（資源エネルギー庁）
	WTO 政府調達協定（外務省）

環境配慮契約関連資料

